

4. 研究会「考古学と歴史学」

日時:2005年10月2日(日)

場所:九州大学文学部西洋史学研究室

報告:森本芳樹「中世初期農村史における歴史学と考古学」

堀越宏一「フランスの中世考古学の現況」

近年ますます協力関係が密となる一方、問題関心や方法論の相違もあらためて浮上している考古学と歴史学との関係について、研究の現状を再検討する研究報告会を開催した。ここでは、西欧中世領域に関して、主として文字史料を利用する歴史家の立場から検討する報告を準備した。

森本報告は、西欧中世初期を対象として、近年急速に進んでいる歴史学と考古学との連携のなかで浮かび上がってきた諸問題を検討する。堀越報告は、西欧中世考古学についての基本的論点をまとめたのち、20世紀最後の数十年に生じた大規模な発掘ブームと、それを支える利害団体の形成を紹介し、考古学研究をとりまく諸条件について論じている。

以下は、各報告者が、当日の報告をもとにあらたに書き下ろしたものである。さらに、報告後の討論の様子を含めて、書き下ろしのコメントを掲載した。

西欧中世初期農村史における歴史学(=文献史学)と考古学

森本 芳樹

ヨーロッパ学界の研究動向に素材を求める本報告は、この研究会での先行する2つの報告「西欧中世初期農村史をめぐる史料論2題」と「カロリング期所領明細帳をめぐる史料論」とを受けて、ことに前者の後半部「定住と景観—考古学と歴史学との間—」で考古史料による農村成長検出と文字史料による荘園制描写との乖離を強調して、歴史学=文献史学と考古学との関係における悲観論を披露していたのを、楽観論の方向にやや引き戻すことを狙って行なわれた。それは前報告のあとに、ヨーロッパ学界での中世初期農村史に関する研究動向の調査範囲を、以前には1993年から2002年までであったのを2004年までに拡大した結果、イギリスのヘイムロウやフランスのペイトルマンなどの考古学者による総合的叙述のうちで荘園制の積極評価が打ち出されていることが分かり、考古学と歴史学の関係をさらに考察する必要性を感じた結果である。

第1章「中世初期農業成長の検証—考古学・歴史学それぞれの成果—」では、まず穀物生産の優位が文字史料と考古史料との検討によって確認された上で、栽培穀物の多様性を基礎に三年輪作が成立していた状況も両種の史料の併用によって証明されていることを明らかにした。ついで、こうした農業生産の積極的な把握がブドウ栽培・ワイン生産をめぐるでも同様に広がっていることを確認する。さらに水車をめぐって出された多数の仕事でも、「ブロック以後的」と総称される問題関心のもとで、ことに考古史料に重点をかけて中世初期における達成の楽観的に評価が進んだ点を指摘した。ついでこの時期にも広く行われた経験的・漸次的改良の蓄積が大きな役割を演じたとの総合的議論を紹介した上で、最近12年間での中世初期農業の研究では、考古学と歴史学の間に矛盾的な関係が見られないと結論した。

第2章「中世初期の定住・景観動態—考古学による村落形成動向の確認—」では、「景観考古学」あるいは「定住考古学」と呼ばれる農村空間の考古学的研究に素材を求めて、中世初期村落形成が緒に付いていたとの認識が、文献史学批判として展開された様相を追った。すなわち、景観・定住形態の多様性の認識を前提としながらも、かつてのように定住の小規模性と不安定性が強調されるだけではなく、定住の集中・安定と領域組織化が進行していることが、ことにフランス北部での多数の発掘調査を通じて主張されており、それが村落形成過程の当初段階と捉えられるようになっている。そうした研究方向は、かつてフォシエによって提唱された「(紀元千年以降)村落の誕生」論を、中世盛期の文字史料に見られる村落の完成形態に固執したモデルとして批判するという、考古学者の側からの歴史家への批判を基本線としているのである。特にフランスで強く見られたこの動向は、トゥベール「インカステラメント」論を歴史家モデルとして批判するために、6世紀からの村落成立を検出する考古学者の発言として、イタリア学界でも突出しており、オランダ=デンマーク学界の成果を活用したイギリス考古学者による総合にも見て取れる。さらにフランス学界での耕地形態研究では、地図史料を重用しながら5-6世紀あるいは紀元千年前

後を場とする歴史学的断絶論を、形態的多様性の綿密な跡づけによって批判しようとの方向が見て取れる。こうした村落形成動向の確認には、手工業の広範な存在とローマ期の遺産(ことに耕地)の継承という2つの論点もあるが、歴史家が後代の完成形態から着想したモデルによって初期的形態を認識しえない場合があるという、考古学者からの批判が目につく。

第3章「荘園制形成と定住・景観動態—考古学と歴史学との間—」は、前2章で取り上げた中世初期農村成長を強調する多数の考古学的業績のうちで、その社会的枠組として荘園制に言及しているものが少ないという事実から出発する。これは、所領明細帳という文字史料の検討によって最近著しく発展した歴史学における中世初期荘園制研究の成果とは、大きく食い違った印象を与えずにはおかない。もちろん農村成長と城塞との関連が強調される場合や、もともと荘園制が不在だとされる地帯については問題はないとしても、農村成長の枠組みとして荘園制を支持するいくつかの論文が、理論的要請による主張以上に出ていないことと相まって、考古学と歴史学との間の問題性を感じさせる。確かに農村成長と荘園制形成との同時進行が指摘されたり、総合的叙述において関連が指摘されたりはするが、実証的研究として両者の表裏一体性を描写することがない。その中で、開発の中心舞台ではない森林での荘園制の役割を強調する仕事が、突出した感じを与えている。

こうした事態には、そもそも考古学的に発掘される面積が狭小で荘園制という空間的組織を捉えがたいことが一因になっているとも思われ、また発掘場所が緊急作業として他律的に決定されてくるという事情もあって、荘園拠点が発掘される例が限定的だとの指摘もある。さらに領主拠点発掘の方法論が未確立のために、そうした場所の発掘が荘園制全体の描写に連なっていないようでもある。けれども考古学者自身が、考古学と歴史学の間にある認識対象の相違を、個別的研究対象に即して指摘する場合も多々あり、また一般的にそれが論じられる例も散見される。そうした中で注目すべき点は、このような部門間の相違を強調する方向から転じて、考古学によって中世における社会関係把握が進んでおり、さらにそれを促進すべきであるとの積極論が、ごく最近目につき始めたことである。その典型的な例がノワイエとブーガールとの論文「考古学研究と中世の社会関係」であり、「もう一段の努力を」という象徴的な副題が付されていて、その一節では「メロヴィング期＝カロリング期の領主と従属民」こそがそうした努力が行われ始めた場として取り上げられているのである。またヘイムロウもその総合的叙述を、中世初期考古学研究の最大の成果は農村成長を跡づけただけでなく、それと権力確立過程との連関を明らかにしてきたことだとの指摘で閉じており、権力のうちに荘園領主のそれが含まれていることは疑いない。

以上のように、考古学と歴史学との問題性の感じられなかった農業生産の検討に対して、景観・定住の考古学的研究では文字史料によるモデル先行の歴史家への批判が強い。そして荘園制をめぐるのは、両分野での研究が同一対象の二つの側面の検討とは必ずしも見なされていないのである。現在の学界では、歴史研究における考古学と歴史学＝文献史学との協力関係は当然のこととして一般的に受け入れられているが、中世初期農村史の最近の研究からは、主観性の濃淡においてか

なりの差があるはずの考古史料と文字史料との性格をふまえて、考古学と歴史学との認識論的な補完関係に基づいて、この協力関係の根拠を構想していかねばならないと思われる。

フランスの中世考古学の現況

堀越 宏一

私の報告の前半部分は、中世考古学の歴史と研究方法の概観であり、これについては、報告後に刊行された高山博・池上俊一編『西洋中世学入門』（東京大学出版会、2005年11月刊）の「中世考古学」とほとんど同じ内容である。ここでは、報告の後半部分で述べた、20世紀後半以降のフランス国内の考古学をめぐる状況の概略と最近のフランス中世考古学の研究動向についてまとめておきたい¹。

第二次世界大戦以前には、フランス国内の大部分の遺跡には、法的保護が及ばず、多くの遺跡が破壊、売却されていた。1857年にポワティエにあったローマ期の円形劇場が破壊され、1907年には、サン・ミシエル・ド・キュクサ Saint-Michel-de-Cuxa 修道院の回廊と彫刻群がアメリカ人に売却されたのち、1934年からニューヨークのメトロポリタン美術館分館 the Cloisters の一部として展示されているのは、その代表例である。

フランスにおいて、発掘の国家管理の原則が表明されたのは、1941年9月27日の法令を嚆矢とする。そしてその法令は、その後改変を繰り返して、現在まで有効であり続けている。考古学の行政組織としては、まず1945年以来、考古学研究地域 les circonscriptions archéologiques がフランス国内において設定されている。これは、先史部門と歴史部門（＝鉄器時代以降）に分かれ、1945年には各々6地域と15地域であり、近年では全国を22の地域に分けてそのそれぞれに両部門が置かれていたが、1983年以降、先史と歴史の両部門の統合が相当数の地域で進行中である。他方、1978年、文化省に文化遺産局とその下部部局としての考古部 la Direction du patrimoine, la Sous-direction de l'archéologie が創設され、考古学に関連する諸機関とともに、「考古学的国家遺産の研究、保護、保存・・・にあたることを使命とする」（1979年10月23日の法令第5条）ことになった。そして、考古部の地方下部組織が、les Services régionaux de (la Sous-direction de) l'archéologie ou les Antiquités（古文化財部）であり、以後は、この古文化財部が、前述の考古学研究地域を管轄することとなった。

考古学に関与する研究組織は、このほかにも大学、CNRS、文化省博物館局、地域的な考古学関連組織など数多い。そのため、1964年、考古学に関連するさまざまな分野の代表から構成される考古学研究会議 le Conseil supérieur (ou national depuis 1995) de la recherche archéologique (le C.S.R.A. ou le C.N.R.A.)が発足して、統一的な研究計画のもとに考古学研究の整理と発展を図るようになった。それまでやや雑多な状態で放置されてきた考古学発掘のすべてを検討する場となったのである。そして、統一的な研究プログラムを打ち出して、発掘現場の数的抑制と予算の集中を図った。1990-1994年の考古学研究会議の報告書に拠れば²、そ

¹ 主要な依拠文献として、Marc Gauthier, Organisation et réglementation de la recherche archéologique en France, dans *Archéologie de la France*, Paris, 1989 et 1990, pp.473-479.

² *La recherche archéologique en France. Bilan 1990-1994 et programmation du Conseil national de la recherche archéologique*, Paris, 1997.

れ以前から継続されていた研究プログラムとして、先史時代に関して 17、歴史時代（＝鉄器時代以降）に関して 19、それらに加えて、新規研究プログラムとして 32 の研究計画が提案されている。

こうした戦後のフランス考古学界の展開の一方で、1970 年代以来、その後のフランス考古学の命運を決するような事態が進行していた。都市における再開発、高速道路や高速鉄道 (TGV) 建設に伴う、いわゆる「緊急発掘」の増加である。かつては、「緊急発掘 les fouilles de sauvetage, l'archéologie de l'urgence」と呼ばれていたが、現在では「予防発掘 les fouilles préventives」と呼ばれている。開発によってすでに破壊された状態の遺跡を復旧する sauver のではなく、それに先立って、遺跡の破壊を未然に防止するために予防的に発掘する、という意味であるようだ³。

その現場数は、1980 年には 662 ヶ所だったのが、1988 年には 999 ヶ所に及んだ。そのような事態に対して、各地の古文化財部の人員合計は、1988 年で 290 人だけでしかなかった。建設現場の必要に対応するためには、短期間に発掘調査を終えることが必要不可欠であり、このため、主として夏季休暇期間中しか発掘に参加できない大学研究者やヴォランティアは、緊急発掘現場から遠ざけられていくことになった。代わって急速に数を増やしていくのが、地方自治体所属の考古学者 (1988 年には全国で 150 人以上) と、契約を結んで発掘に従事する職業的考古学者 (1988 年には全国に 942 人) である。

とくに後者は、大学で考古学の専門教育を受けた者のみならず、工事現場監督、建築業者、写真屋、人類学者、地理学者など、さまざまな職種の人々を含んでいた。彼らの組織が、1974 年に政府によって設立された国立考古学発掘協会 l'Association pour les fouilles archéologiques nationales (l'A.F.A.N.) であり、2001 年 1 月 17 日の法令 (Loi 2001-44 du 17 janvier 2001) に基づいて、2002 年 2 月には国立予防考古学研究所 l'Institut national de recherches archéologiques préventives (l'I.N.R.A.P.) へと発展して現在に至っている。これは、前述した文化省所属の諸組織とは別の、独立した国家公務員組織であり、1990 年から 2002 年にいたる過程で段階的に、考古学発掘に関するほとんど独占的な権限と予算を獲得するにいたった。この間、中央と地方のレベルでさまざまな議論と権限争いが展開されたようだが、現時点ではその詳細は不明である。結局、2004 年の時点で、国立予防考古学研究所の年間予算は 1 億 2000 万ユーロ、参加発掘者は約 1500 人、2300 の事前診断と 400 ヶ所での発掘を行ない、フランスにおける考古学活動の 90% を管轄しているとされている。

彼らが行なう発掘の学術的レベルに関しては、大学研究者からはあまり評価されないことが一般だったが、次第に考古学研究分野での発言も行なうようになりつつある。2005 年 9 月 30 日と 10 月 1 日には、パリの国立図書館で、「世界における予防考古学の 20 年 Vingt ans d'archéologie préventive dans le monde」と題するコロークが開催されているほか、国立予防考古学研究所のもとで行なわれた発掘成果集も刊行されている⁴。

³ Philippe Jockey, *L'archéologie*, Paris, 1999, p.180.

⁴ Jean-Paul Demoule éd., *La France archéologique: Vingt ans d'aménagements et de découvertes*, Paris, 2004.

このような状況が、現在のフランス国内考古学を取り巻いているわけだが、特に注意すべきなのは、緊急発掘だけに予算と人員が配置されることになった結果、学術調査としての計画発掘 *les fouilles programmées* が、もはやほとんど行なわれなくなっていることであろう。1990年頃以降、2～3の例外を除いて、大学所属の研究者は、発掘現場から事実上締め出されており、計画発掘がほとんど停止してしまった。

このため、大部分の大学考古学者の活動は限定的なものに留まっているが、このような条件下に置かれた中世考古学研究的現在の傾向として、次の二つの点が指摘できる。第一に、これまでの主要研究分野だった城を起点とした封建革命論や *incastellamento* 論と、定住地に関する分析が後退しつつある。特に、農村と都市における定住地形成やキリスト教との関連で議論されてきた墓地や墓をめぐる考古学研究は減少傾向にある。新しい城や墓地の発掘ができないことが、その背景のひとつとして推測される。

第二に、それに対して、これまであまり注目されてこなかった住居としての城、民家（町屋と農家）と家具動産 *mobiliers* に対する関心が広まりつつあるように見える。具体的には、カロリング期の宮殿や11世紀以降の城砦については、その軍事的機能や防御施設としての要素だけでなく、広間、礼拝堂、天守閣などといった、軍事目的以外にも機能した建物の諸要素の役割が注目されている。またクリュニー門前町の研究を代表とする民家の構造の研究のほか、家、陶器、ガラス、鉄具などの家の中の器具類、暖炉やストーブなどの家内設備などの研究が増加傾向にある。

一言でいえば、従来の権力論と定住地形成論にかかわる議論から、物質生活史的関心に立つ研究が増えつつあるように考えられる。これは、問題関心の多様化という言葉でも説明できるが、このような研究動向の変化の背後に、最近15年来のフランスにおける考古学行政の転換があったことを念頭に置くと、状況の理解が容易だろうと思われる。

考古学と歴史学 —実りある協力関係構築のために—

岡崎 敦

西欧中世史研究における考古学の重要性は、とりわけ70年代以後、飛躍的に高まったといえる。以前は、むしろ美術史、とりわけ教会建築史の一分野であった考古学は、現在では、日常の物質生活研究を主眼として、歴史時代にもその対象を拡大する一方で、「ニュー・アルケオロジー」の影響下に、独自の理論化への道をひた走る研究者も存在する。他方、考古学が取り扱う「モノ史料」の「表象」をめぐるのは、構築主義とも触れ合う理論的諸問題が提起され、ひいては、歴史学における実証の性格についての省察をも要請している。最後に、文系としては比較を絶して大きな資金の投入と、さまざまな利害団体との関係を、不可欠にそのうちに含み込まざるえない考古学界は、ここ数十年の間に、急速にその相貌を変容させている。学問を取り巻く社会的諸条件という、現在学問すべてが問われている問題についても、考古学はその最前線に位置しているといえる。

以下、各報告後に行われた討論の内容を念頭に置きながら、「考古学と歴史学」というテーマをめぐる諸問題についていくつかコメントするが、執筆者の関心に大幅に引きつけた整理となることを、当日の研究会にご参加の方々にはご理解いただきたい。

森本報告は、中世初期を対象として、ヨーロッパの学界動向を広く渉猟するものであったが、基本的な視角は、この2つの学問のより実り豊かな共同作業のための前提づくりにあったように思える。報告後の討論においても、この点に議論が集中した。

まず2つの学問における論文のあり方の相違があらためて指摘された。あまりにも散らばった個別データの紹介の集積とも見える考古学論文の世界のかたわらで、歴史学は、荘園制の進化モデルをはじめとするなんらかの解釈枠を議論の前提に置きがちである。提示される考古学論文の著者たちは、それぞれ狭い領域の専門家であり、当人たちには、結果として析出されるような学界動向の中での対立などは、意識されていないかもしれない。発掘自体も、掘りやすいところや緊急(救出)発掘の成果に片寄りがある現状では、少なくとも歴史学が行っているような精度の一般論を行うこと自体が、極めて困難とも言える。他方で、果たして、「奴隷制」や「法的身分」が、考古学的に実証可能なかどうかについても議論がかわされた。さまざまなクリテリアが提示されはしたが、最終的には、それぞれが対象とする史料のあり方の違いを認める論調が強まった。考古学者が提示するタイムスパンが、しばしば歴史家のそれよりもはるかに大きいことも、両者の議論を妨げているのかもしれない。

他方で、2つの学問の原理的な対立ではなく、協調へ向けての可能性も吟味された。そもそも、歴史学におけるなんらかの概念の実証(奇妙な表現だが)自体も、文字史料の単純な読解から導き出されているわけではない。考古学においても、極端

な理論化を志向するグループがあることを考えに入れれば、問題は、原理的なレベルにはないとも考えられる。史料状況にしても、およそすべての過去の痕跡を入手することなど幻想である上に、たとえば、文字情報が圧倒的に少ない古代史においては、両者は否応なく共同作業をせざるをえないのである。すなわち、史料処理の次元でも概念化の次元でも、問題関心や方法論で、より洗練を加えさえすれば、両者は協調可能ではないのか。

むしろ、問題なのは、考古学と歴史学という2つの学界状況のあり方とも思える。インカステラメント研究などの、テーマが限定された共同研究が成功裏に行われていることを念頭におけば、一見無関係に存在しているかに見える2つの学界でも、共同プロジェクトなどの協力の機会の設定は有効であり、森本報告がそうであるような、学界動向自体についての幅広い認識の共有も不可欠であろう。

しかしながら、研究者間の幸福な協力関係は、実際にはしばしば困難であることを提示したのが堀越報告であった。

20世紀の最後の数十年は、考古学行政と学問との関係、考古学業績の意義などの諸点で、根本的な変容が進行したのであり、おそらくこの現象は、日本を含む世界の先進資本主義国に共通するものであろう。その背後には、一方には、「近代化」の急激な進行とそれともなう「過去の遺産の破壊」、他方には「経済発展の一定の確保」にもとづく、国民の間での「文化への眼差し」の高まり等が指摘される。緊急発掘の膨大な増加とそのための公共予算の投入の拡大(人的・財政的)、考古学遺構の国民遺産としての認識と整備(参観有料化!)などは、連動した一つの動きであろう。

重要なのは、I.N.R.A.Pのような同業組合的利害団体が、学問の世界の前面に躍り出た結果として、大学を中心とした従来のアカデミズムが否応なく変容を余儀なくさせられていることであり、ことは考古学データの信頼性や、将来の研究者養成等の重大問題に関係しかねない。考古学の現場とアカデミズムとの間の矛盾や乖離は、従来は、個別の研究者の経験や人間関係等で調整されていたかもしれないが、このような狭い社会内での利害調整が機能不全を起こしているのが、グローバル化が進行中の現在なのである。

他方で、考古学者の一部が、理論化肌の「アームチェア・アルケオロジスト」化しているのも、このような状況が影響しているのかもしれない。隣接諸学問から既成の理論を借用して、その枠組みのなかに史料と呼ばれる材料を適宜当てはめることは、日本の西洋史学界でもよく見られるところであるが、この作業は、問題の解決ではなく棚上げであるように思える。史料情報の読み取りに関する諸問題を、「解釈系」に丸投げすることは、少なくとも実証系の歴史学との対話を閉ざすものであろう。

森本、堀越報告は、一見まったく異なる内容を取り扱っており、それぞれの報告が、西欧中世考古学の現状について、精度の高い総括を提示していたことは、あらためて指摘しておかねばならない。この点を力説した上で、両報告は、歴史学が考古学との間で実りある関係を構築するためには、現在、どのような諸問題を抱えているのかを考えるための重要な素材を提供していたことは間違いない。そして、報告後のそれぞれの討論においては、まさにこの問題をめぐって主として議論がかわされたのである。

ご報告いただいたお二人には、それぞれのご報告内容を、学問的に正当に検討するだけの余裕と能力が、主宰者に欠けていたことについて、お詫び申し上げます。